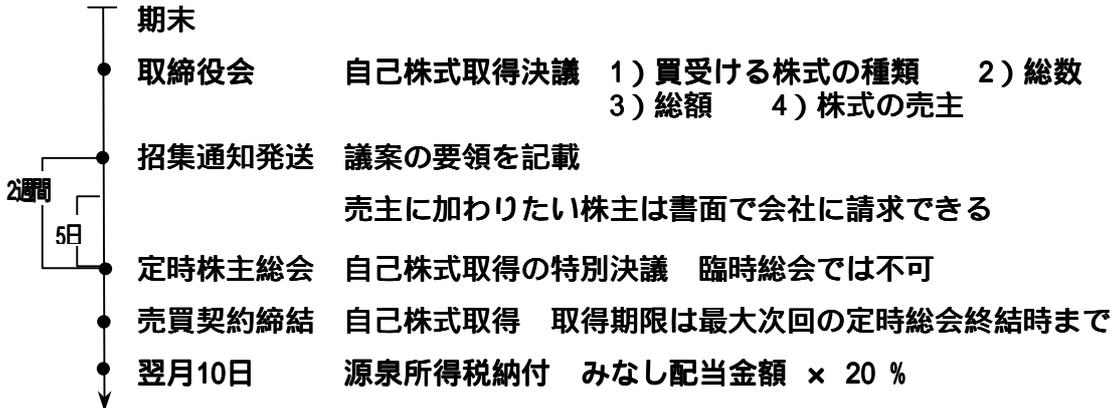


非公開会社の自己株式取得

昨年の商法改正により、自己株式の取得 = 金庫株は、配当可能利益の範囲内であれば、自由にできることになりました。

非公開会社が、特定の株主から自己株式を買受ける場合、つぎのようになります。

1. スケジュール



2. 自己株式の処理

- 1) 取得した自己株式は継続保有可能
買受価額をB/S資本の部末尾に控除する形式で表示
- 2) 自己株式を売却する場合
 - (1) 新株発行の規定が準用され、新株発行と同様の手続が必要
 - (2) 自己株式処分差益 その他資本剰余金に加算して計上
自己株式処分差損 その他資本剰余金から減額し、減額しきれない場合は当期末処分利益から減額
- 3) 自己株式を消却する場合
 - (1) 取締役会決議で種類および数を定めて消却することができる
 - (2) 減額する資本項目は取締役会で決定

3. 税務上の取り扱い

- 1) 売却株主
 - (1) 売買価額のうち、資本金・資本積立金に対応する部分を越える金額は、みなし配当
 - (2) 売買価額のうち、資本金・資本積立金と取得価額との差額は、譲渡損益

売 買 価 額	資本金 + 資本積立金	個人株主 配当所得 (総合課税)	法人株主 みなし配当 益金不算入の適用あり
		譲渡所得 (20%の分離課税)	売却益
		取得価額	取得価額

2) 売却しなかった株主 課税関係なし

お見逃しなく!

1. 取得限度は配当可能利益の範囲内ですが、同じ総会で資本・法定準備金の減少を決議する場合には、それにより増加する配当可能利益の額も含めることができます。
2. 売却希望株式数が買受予定株式数を上回るときは、比例按分により株主の平等を図ります。
3. 有限会社も、株式会社と同様、自己の出資持分を取得できます。